

小坪小学校区住民自治協議会

臨時総会 次第

日時：平成28年8月27日（土）9時30分より

場所：小坪小学校区コミュニティーセンター2F 学習室

1、開会の辞

2、来賓紹介

3、議長選出

4、議案

（1） 第一号議案 平成28年度収支・予算（補正・案）承認の件

（2） 第二号議案 規約改正（案）承認の件

5、来賓挨拶

6、その他報告事項

7、意見交換

8、閉会の辞

※総会当日は当資料をお持ち下さい。

※資料をご一読の上、総会にご出席いただければ幸いです

以 上

平成28年度小坪住民協自主事業会計報告
(平成28年4月1日～平成28年6月30日)

小坪住民協会計

収入の部

項 目	金 額 (円)	記 事
逗子市からの交付金	0	自主事業交付金
自主財源(自治会会費)より	264,000	
合 計	264,000	

支出の部

項 目	金 額 (円)	記 事
印 刷 費	45,865	コピー代・コピー用紙・輪転機印刷
活 動 費	19,128	写真代・名刺代・インクカートリッジ・ 封筒書代・他
会 場 費	0	
交 通 費	15,160	県・市・警察・消防
雑 費	246	郵便
予備費	0	
自主財源戻し金	183,601	
合 計	264,000	

上記の通り報告致します

平成28年8月15日 現在

会 計 福本 秀子



平成28年度小坪住民協選択事業会計報告

(平成28年4月1日～平成28年6月30日)

小坪住民協会計

収入の部

項 目	金 額 (円)	記 事
返子市からの交付金	0	自主事業交付金
自主財源(自治会会費)より	250,000	
合 計	250,000	

支出の部

項 目	金 額 (円)	記 事
ゴミ部会	20,607	ゴミ対策
防犯部会	0	防犯対策
防災部会	0	防災対策
ふれあい部会	0	ふれあい対策
活性化・繁栄化部会	0	活性化・繁栄化対策
自主財源戻し金	229,393	
合 計	250,000	

上記の通り報告致します

平成28年8月15日 現在

会 計 福本 秀子



平成28年 8月27日

平成28年度小坪住民協自主事業会計予算(案)

小坪住民協会計

収入の部

項 目	金 額(円)	記 事
逗子市からの交付金	271, 000	自主事業交付金
住民協自主財源	100, 000	
合 計	371, 000	

支出の部

項 目	金 額(円)	記 事
印刷費	188, 000	コピー代・印刷代・用紙代
活動費	98, 000	備品・事務用品等
会場費	10, 000	大谷戸会館使用料
交通費	55, 000	
雑費	5, 000	郵送料
予備費	15, 000	
合 計	371, 000	

平成28年 8月27日

平成28年度小坪住民協選択事業会計予算(案)

小坪住民協会計

収入の部

項 目	金 額(円)	記 事
逗子市からの交付金	450,000	選択事業交付金
住民協自主財源	170,000	
合 計	620,000	

支出の部

項 目	金 額(円)	記 事
ゴミ部会	90,000	ゴミ対策
防犯部会	100,000	防犯対策
防災部会	100,000	防災対策
ふれあい部会	280,000	ふれあい対策
活性化・繁栄化部会	50,000	空き家対策等
合 計	620,000	

平成28年 8月27日

平成28年度小坪住民協共通事業会計予算(案)

小坪住民協会計

収入の部

項 目	金 額(円)	記 事
逗子市からの交付金	139, 000	共通事業交付金
住民協自主財源	0	
合 計	139, 000	

支出の部

項 目	金 額(円)	記 事
地域づくり計画策定	100, 000	
アンケート調査費	39, 000	
合 計	139, 000	

平成28年 8月27日

平成28年度小坪住民協自主会計会計予算(案)

小坪住民協会計

収入の部

項 目	金 額(円)	記 事
自主財源前年度繰越金	881, 242	
28年度会費収入	264, 000	
合 計	1, 145, 242	

支出の部

項 目	金 額(円)	記 事
住民協自主事業	100, 000	
住民協選択事業	170, 000	
繰越金(予備費)	875, 242	
合 計	1, 145, 242	

平成28年度 各部会 活動予定

小坪小学校区住民自治協議会平成28年8月27日（土）臨時總會開催提出資料

- 1、 **ゴミ部会** ごみステーションの環境美化推進・アルミ缶の回収収益増加対策・置いてきぼりごみの減少対策、ゴミ出しルール厳守とマナー向上等
- 2、 **防犯部会** 地域が一つとなって安心安全なまちづくりを図るための事業を行う。必要な防犯物品の購入、啓発チラシの発行等
- 3、 **防災部会** 防災チラシの発行・防災キャンペーンの実施、子どもたちが参加しやすいように工夫をし実施したい
- 4、 **ふれあい部会** 安心安全にも寄与すべく、のぼり旗設置事業・各自治会・町内会並びに各種団体等の実施事業に対し、後援・共催活動を行うと共に、これらに使用する物品の購入等を進めたい
- 5、 **活性化・繁栄化部会** 今年度は“空家問題”を活動のテーマとして小坪の活性化・住環境の改善に取り組みたい

以 上

各部会の平成28年度予算改正案

収入の部 市交付金 450,000円

自主財源より 170,000円 計 620,000円

支出の部

1、ごみ問題対策部会 90,000円

内訳 ①モデルごみステーション環境美化費用 45,000円
②会議資料作成費用 35,000円
③通信連絡費用他 10,000円

2、防災部会 100,000円

内訳 ①防災キャンペーン費用他 80,000円
②会議費用他 20,000円

3、防犯部会 100,000円

内訳 ①わんわんパトロール費用 32,000円
②防犯チラシ作製費用 50,000円
③会議費用他 18,000円

4、小坪の活性化・繁栄化部会 50,000円

内訳 ①会議資料作成費用 15,000円
②通信交通費用他 15,000円
③機材費用 20,000円

5、ふれあい部会 280,000円

内訳 ①のぼり旗設置事業 150,000円
②ふれあい事業設備 70,000円
③各種イベントへの協賛 50,000円
④会議資料作成費用 10,000円

支出の部 計 620,000円

小坪小学校区住民自治協議会規約 改定案（平成28年8月27日 臨時総会）

現 行	改定案
前文 本規約は別に定める「小坪小学校区住民自治協議会の基本理念」と「行政と協議会の関係における三原則」の精神を基に制定するものである。 第1章 総則 (名称) 第1条 本会の名称は、「小坪小学校区住民自治協議会」(以下「本協議会」という。)とする。 (目的) 第2条 本協議会は、小坪小学校区において、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域づくり計画(地域の特性や資源を生かしながら、地域の活力と魅力を高め、安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくるために地域で行われる取り組みの計画)を策定し、地域づくり事業に取り組むことを目的とする。 (地域) 第3条 本協議会の活動の対象地域は、小坪小学校区とする。 (事務所) 第4条 本協議会の事務所は、当面の間は、「披露山会館」に置く。 (役割) 第5条 本協議会は、次の役割を担う。 (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行い、必要に応じて行政等との協働、調整を行う。 (2) 本協議会の構成員・会員と連携、協働し、目的の実現に取り組む。 (3) 構成員・会員からの意見・提案等の情報を収集し、構成員・会員に向けた情報発信を行う。 (4) 構成員・会員からの情報により、行政等との協働・調整を要する場合は、その窓口となる。 (事業) 第6条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 地域の安心・安全に関する事業 (2) 地域の防災力・減災力の向上に関する事業 (3) 支え上手支えられ上手の心を育む事業 (4) 地域の環境整備に関する事業	〈追加〉 2 本協議会は、宗教活動、政治活動は一切行わない。 〈修正〉 (4) 構成員あるいは会員又は行政からの要請により、行政等との協働・調整を要する場合は、その窓口となる。

(5) その他基本理念に基づく事業

(構成員)

第7条 本協議会の構成員は、小坪小学校区に住む人、働く人、自治会・町内会、NPO・市民活動団体などで活動する各種団体及び企業等とする。

2 構成員は、本協議会の活動に参加することができる。

(組織)

第8条 本協議会は、総会、全体会議、役員会及び部会をもって構成する。

第2章 会員

(会員の資格)

第9条 本協議会の会員は、小坪小学校区の自治会・町内会等、各種団体及び企業等がその資格を有する。

2 個人として会員となることができる者は、前項で規定する会員となる団体のいずれにも属さない者に限るもの(以下「個人会員」という。)とする。

3 会員は、総会及び全体会議に出席し、意見、提案、課題について述べることができる。

4 会員は議決権を有する。

(入会)

第10条 前条に規定する構成員は、本協議会に入会する場合には、入会申込書を会長宛てに提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退会)

第11条 会員は、本協議会を退会する場合には、退会届を会長宛てに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体が解散したとき、又は小坪小学校区に住所を有しなくなったときは、退会したものとみなす。

3 会員が本規約に違反したとき、その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したときは、役員会の承認を得て当該会員を除名することができる。

(準会員)

第12条 構成員のうち本協議会の活動を支援する者等は、準会員となることができる。

2 準会員は、総会における議決権を有しないものとする。

〈修正〉

第8条 本協議会は、総会、代表者会議、役員会及び部会をもって構成する。

〈修正〉

3 会員は、総会及び代表者会議に出席し、意見、提案、課題について述べるができる。

〈追加〉

(会費)

第11条 本協議会は、会費を集めることができる。

・条文追加による現行条文番号の繰り下げ等は未修正。以下、同様。

第3章 役員

(役員の種別)

第13条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記
- (5) 会計
- (6) 理事 数名
- (7) 監事 2名

- 2 理事は、本協議会の会員の中から選任される者、又は会長が推薦し、役員会の承認を得た者によって構成する。
- 3 会長、副会長、事務局長、書記、会計、及び監事は理事の互選をもって選任する。

(役員の決定)

第14条 役員会で推薦された役員候補は、総会において決定するものとする。

(役員の職務)

第15条 本協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本協議会の事務全般を分掌する。
- (4) 書記は、会議録を作成する。
- (5) 会計は、本協議会の会計業務を担当する。
- (6) 理事は、会長、副会長を補佐し、本協議会の会務を分掌する。
- (7) 監事は、本協議会の会計及び業務内容を監査する。

(役員の任期)

第16条 本協議会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じたことにより選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

〈修正〉

- 2 役員は、本協議会の会員の中から選任し、役員会の承認を得た者によって構成する。
- 3 会長、副会長、事務局長、書記、会計、理事、及び監事は役員の互選をもって選任する。

〈修正〉

第14条 役員会で承認された役員候補ならびにその役職は、総会において決定するものとする。

〈修正〉

- 2 現役員の任期期間中に新たに選出された役員の任期は、現役員の任期と同じとする。

〈追加〉

(役員の辞任)

第17条 役員が任期途中で辞任する場合、役員会に辞任願を提出し役員会の承認を得るものとする。

第4章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、本協議会の会員及び準会員をもって構成する。

(総会の開催)

第19条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事から請求があったとき

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。あわせて、構成員に対しても文書の掲示等により周知しなければならない。

(総会の定足数)

第21条 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は会長が行う。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 総会の議決における個人会員の議決権については、個人会員10名を1単位とし1議決権を有するものとする。なお、個人会員が10名に満たない場合は、1議決権とする。

〈追加〉

(役員の解任)

第18条 役員として不適当と認められる相当の事由が生じたときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

〈追加〉

4 通常総会は毎年5月末日までに開催する。

(総会の審議事項)

第24条 総会は、次の事項を審議し、決定をする。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第25条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 通常総会及び臨時総会は傍聴することができる。その場合、役員及び会員以外の者は、議長が認めた場合は、意見等を発言することができる。

第5章 全体会議

(全体会議の構成)

第26条 全体会議は、本協議会の会員及び準会員をもって構成する。

(全体会議の招集と議長)

第27条 全体会議は、会長が招集する。

2 全体会議の議長は、会長が行う。

(全体会議の審議事項)

第28条 全体会議では、会員及び準会員が意見、提案等を行うとともに、相互の情報交換の場とするものとする。

〈修正〉

(4) 役員の決定、解任に関すること。

〈追加〉

(5) 協議会の解散に関すること。

・左欄の項番(5)は(6)へ繰り下げ

〈修正〉

2 通常総会及び臨時総会は、構成員であれば誰でも傍聴することができる。その場合、役員及び会員代表者以外の者は、議長の許可を得て意見等を発言することができる。

〈追加〉

3. 総会の議事については、その議事録を作成し、会員に周知する。

〈修正〉

第5章 代表者会議

(代表者会議の構成)

第26条 代表者会議は、本協議会の会員及び準会員の代表をもって構成する。

(代表者会議の招集と議長)

第27条 代表者会議は、会長が招集する。

2 代表者会議の議長は、会長が行う。

〈修正〉

(代表者会議の審議事項)

第28条 代表者会議は、会員及び準会員が意見、提案等を行うとともに、相互の情報交換の場とする。

〈追加〉

2 代表者会議は、次の事項を審議事項とし、決定することができる。

- (1) 役員会で審議した事項に関すること。
- (2) 役員会で決定した事項に関すること。
- (3) 総会に付議する事項に関すること。
- (4) 会員の相互連絡に関すること。
- (5) その他、総会の議決を要しない本協議会の活動に関すること。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監事は役員会において議決権を行使することはできない。

(役員会の招集と議長)

第30条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長が行う。

(役員会の審議事項)

第31条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〈追加〉

(代表者会議の議決)

第29条 代表者会議の議決は出席した会員の総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 代表者会議の議決における個人会員の議決権については、個人会員10名を1単位とし1議決権を有するものとする。なお、個人会員が10名に満たない場合は、1議決権とする。

〈追加〉

(代表者会議の公開)

第30条 代表者会議は、公開を原則とし、構成員であれば誰でも傍聴することができる。

その場合、役員及び会員代表者以外の者は、議長の許可を得て意見等を発言することができる。

〈追加〉

2 役員の総数の5分の1以上の者は、会長に対し、目的たる事項を示して役員会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

・左欄の項番2は4へ繰り下げ

〈追加〉

(役員会の定数)

第31条 役員会は、役員総数の2分の1以上の出席を持って成立する。

第7章 部会

(部会の構成)

第32条 本協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(部会の役割)

第33条 部会は、第6条に規定する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、担当部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) その他担当部会運営等に関する事

第8章 会計及び監査

(経費)

第34条 本協議会の経費は、市交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第35条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし、設立年度にあっては、発足の日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第36条 本協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第37条 監事は会計年度終了後、速やかに会計及び業務監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第9章 その他

(個人情報の保護)

第38条 本協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、第2条に規定する本協議会の目的以外に利用してはならない。

(委任)

第39条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定

〈修正〉

第34条 本協議会の経費は、市交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

める。

(細則)

第40条 この規約施行について細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月11日から施行する。

(経過措置)

2 本協議会設立時においては、本協議会設立準備会の全役員が本協議会の役員に引き続き就任する。

(規約の改正)

3 規約の改正は、総会において会員の過半数以上の賛成を得なければならない。

小坪小学校区住民自治協議会 運営細則案（平成28年8月27日 臨時総会）

（目的）

第1条 この細則は、小坪小学校区住民自治協議会規約に基づき、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（会費）

第2条 本協議会の会費は、会員のうち自治会・町内会及びその他の会員から年会費の協力を得ることとする。

なお、本協議会の会員である自治会・町内会は下記のとおり。

小坪区会、亀が岡自治会、逗子南ヶ丘自治会、光明寺団地自治会

披露山庭園住宅団地管理法人、ライオンズマンション逗子披露山公園自治会

亀が岡東自治会、一ノ沢自治会、披露山町内会、小坪ハイツ管理組合

アドリーム逗子披露山管理組合

（諸費用）

第3条 本協議会活動に伴う交通費・通信費等の諸費用は、会長の承認を受けたものについて、その実費を支給する。

但し、交通費は、自家用車を利用したとき等も、公共交通機関を利用した場合の金額とする。

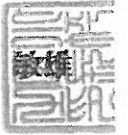
（細則の改正）

第5条 本細則の改正は、総会において会員の過半数以上の賛成を得なければならない。

平成 28 年 7 月 20 日

小坪小学校区住民自治協議会
会長 三原 宏隆様

小坪区会
区長 小野 敏雄



平成 28 年 7 月 23 日開催の
小坪小学校区住民自治協議会全体会議について

いつもお世話様です。標記の件について、小坪区会は役員の都合がつかず申し訳ありませんが
会議を欠席とさせていただきます。

なお、この会議の議題について、小坪区会の意見を下記のとおりに述べさせていただきます。

(記)

1. 議題 1、小坪住民協平成 28 年度予算・改定案について～これは臨時総会としての扱いと
考えますが、小坪区会は決議を議長一任とします。なお、28 年度の会費については総会で
述べましたとおり、納得のいく規約改定がなされる迄支払いを留保します。然しながら、現況
を踏まえた話し合いを 8 月 6 日（土）の理事会で行う予定です。

2. 議題 2、規約改正について～これは前回 6 月の協議継続と理解しています。小坪区会は未了
の部分を含めた改正案全体に反対の意見です。

会長は前回の協議の中で 3 者協議を行う必要はないし、総会で明言のとおり 3 者協議は行わ
ないとの発言がありました。また副会長から住民協にはミスはなく、市の要綱に違反もしてい
ないとの発言がありました。

本当にそうでしょうか。3 者協議は 3 者で決めるわけではなく、これを土台に皆で協議を重
ねより良い案を作るというものです。市長から指示があり、担当部局がまとめるべく労を取っ
たにも関わらず、貴会は無視をされました。又、市の指導力にも疑問を感じます。市の改定案
は 3 月末には貴会に渡されていたにも関わらず会議には一切出されず、あたかも自分たちが
再検討の上で再改定案を作成したようにし、皆に提示したものです。何故、市の案を皆にも
開示されなかったのでしょうか。

前回は 2 月の改定案の提案以来初めて、時間は短かったものの、皆で議論できたことは良か
ったと思います。急ぐことなく議論の積み重ねをと願います。然しながら、前回の時点で基本
的なことは今回の改定では行わないとの発言がありましたが、なぜ改定を提案された時にこの
重要な点をきちんと説明されなかったのですか。これはやる、これはやらないと、何か恣意的
なものを感じざるを得ませんが、小坪区会だけでしょうか。本当に市の要綱に沿ったものなの
でしょうか。

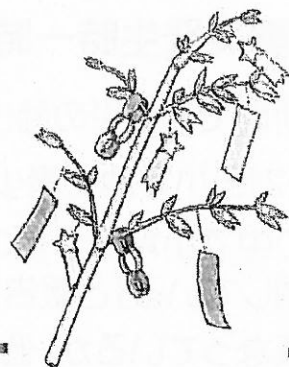
小坪区会は、区会としての改定案を出しました時に改定理由を付記しましたが、区会の案を
良く検討いただく様強く申しあげます。

以上

なお、この小坪区会の意見は市長及び担当部局にもお送りしていますことを申し添えます。

116-7月号

小坪区会広報部



食糧備蓄専用自主防災倉庫15基目が設置決定

区会では防災に関して力を入れています。高台での安全と発生時の食料備蓄を検討して披露山児童公園にもう1基(現1基あり)の倉庫を検討していたが、行政から受け入れられませんでした。しかしながら、今までの震災の教訓から必要で有る！と要望して他の公園への新設が決まりました。設置後は披露山児童公園倉庫内の物は新設倉庫へ移し披露山児童公園倉庫は食糧備蓄とするそうです。新設置については法的施工が必要との事から施工設計者に要請中です。

新設場所～大谷戸公園

京急バス停 ヘルスケア前鎌倉行のすぐ上

大谷戸公園

震災発生時一時避難所・避難後の小学校生徒への対応？

新聞でも震災の発生確率が非常に高くなっているといわれています。

5月21日小坪地区青少年健全育成推進会(☛)の定例会が開催されました。

この中で小坪小学校の高橋校長より「震災時の生徒の避難について危惧している」と報告された。高学年と低学年とは避難訓練時のルートは異なっているが、低学年の避難路は危険度が高いと思われる。

- ① プール付近を通るためのプールの震動横揺れ波散(注、正式な言葉でなく状況を言葉に変換)による危険性
- ② せっかくの避難階段の崩壊(十分な安全性の検討)
- ③ 山側の(披露山に向かってプールの左側)整備の必要性

高橋校長がとくに心配しているのは、避難してからの長時間の待機をする時すなわち自然災害時の天候や、季節的面や食糧、水等、又大人と違った精神のケア等に対応できるマニュアルが全くない。

教育委員会に問題を提言しても予算が無いということで先送りされている。区会としても特に防災の大きな部分で共通認識を持っている事から高橋校長阿部教頭を交え意見交換を行い、区会防災部長の提案で防災課、教育委員会、市長に提言を行うこととした。

(☛) 小坪地区青少年健全育成推進会(福本秀子会長)は青少年に関わりを持った各団体の代表が集まり、各団体相互の連絡を密にし、地域内の青少年健全育成を基本とした環境整備や浄化運動・防犯活動を通して地域の活性化を計る。教育委員会に登録している団体